### 第31回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

## 議題「少年審判手続」

1 開催日時

平成28年7月12日(火)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

- 3 出席者等
  - (1) 委員

諫山邦子,石原誠二,伊藤晃一,伊藤靖代,北山幸德,登石郁朗,土井英昭, 中川潤一,西野和志,三浦伸樹,三輪篤志(50音順・敬称略)

(2) 裁判所(説明者)

秋元卓雄(首席家庭裁判所調査官),村上啓司(家庭裁判所首席書記官), 山田和彦(家庭裁判所事務局次長)

(3) 庶務

石田正人(地方裁判所事務局総務課長),新川高広(地方裁判所事務局総務課長補佐),水島康雅(地方裁判所事務局総務課庶務係長)

#### 4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された委員が委員会庶務から紹介され, それぞれ挨拶をした。

- (2) 裁判所からの説明及び釧路少年鑑別所見学等
  - ア 裁判所から、少年審判手続の流れについて説明を行った。
  - イ 釧路少年鑑別所へ移動し,同鑑別所職員の案内で施設見学を行い,見学後, 同鑑別所職員から少年鑑別所の業務について説明を受けた。
  - ウ 裁判所へ移動し、裁判所から試験観察及び補導委託制度について説明を行

った。

# (3) 質疑応答及び意見交換

少年審判手続並びに試験観察及び補導委託制度について,質疑応答及び意見 交換を行った(質疑応答及び意見交換の要旨は,別紙「発言要旨」のとおり)。

## (4) 次回開催日時及び議題

平成29年2月22日(水)午後1時30分から午後3時30分まで 議題 障害者差別解消法の取組について

(地方裁判所委員会と合同開催)

(別 紙)

## 発言要旨

委員: 裁判所が配布している「少年審判について」というリーフレットに記載されている少年事件の処分における「知事又は児童相談所長送致決定」とは、どのような処分であるのか。また、補導委託制度における身柄付補導委託において、少年を個人の家庭に委ねる場合、どのような家庭に委ねているのか具体的に教えてもらいたい。

説明者: まず、「知事又は児童相談所長送致決定」は、多くの場合、知的障害や発達障害を持ち、それが原因となって非行を繰り返している少年について、児童福祉法上の手当てがふさわしいと判断がされた場合に行われる。少年を児童相談所長に委ね、その結果児童養護施設等で保護が行われることもある。ただし、実際にこの決定が行われることは少ない。

次に、身柄付補導委託で少年を個人の家庭に委ねる場合、例えば個人 経営の飲食店主や牧場主等の家庭に委ね、少年も作業をしながら家族の 一員として暮らしていくというものがある。

受託者は、粗暴傾向があるような少年であっても臆することなく指導できる方にお願いしている。また、きちんとした母性のモデルが身近にいなかったために非行を犯してしまったという女子少年の場合には、母性的な方に面倒を見てもらって、少年の生き方を変えてもらうこともある。さらには、受託者の職業人としての生き方や、その人格から影響を与えてもらい、少年に人としての成長を導いてもらうこともある。

委員: 補導委託制度について、少年法25条2項に「適当な施設、団体又は 個人に補導を委託する。」とあるが、釧路市内では、どのような施設、 団体に委託しているのか。

説明者: 身柄付補導委託については、残念ながら釧路市内でお願いしていると ころはなく、釧路管内の牧場主の一家族しかお願いできるところがない 状況にある。1週間程度の短期間で少年に通所させる短期補導委託先で は、老人福祉関係等の施設で3か所、ボランティアをさせてもらうことをお願いしている。

全国的に見ると建設会社や運輸会社など寮に住み込みでお願いしているところがあるが、釧路管内では、団体でお願いしているところはない。

委 員: 少年は、そのような施設に四、五箇月預けられた後、社会に戻るとい うことなのか。

説明者: 四,五箇月というのは飽くまで目安である。身柄付補導委託の場合, 受託者の方々の多くは,少年は,最初猫をかぶっており,その時期が抜 けるまで大体2か月ぐらいかかる,それが終わると慣れが生じたり,気 が抜けたり,受託者の指示に従わないことが始まり,そこから本格的に 指導が始まるので,少なくとも半年は期間が欲しいと言っている。

> また、牧場主の方に委託した少年の中に、生き物の世話をすることになじみ、補導委託終了後もその牧場主の方の知り合いの牧場主の方のと ころで働いている少年もいる。

委員: 少年を出身地や親元に戻すという方向で委託先を選んでいないのか。

説明者: 補導委託の目的の一つに,交友関係の正常化があり,物理的に関係を 絶つために,あえて遠いところに預ける場合がある。

> 一方で、余りに遠くなると、里心がついてしまうので、委託先の選択 は難しいところがある。

> また,現在は通信機器が発達しているが,補導委託をする場合,通例は携帯電話やスマートフォンは,受託者が預かっている。

委員長: 家庭裁判所調査官について, 少し説明してもらいたい。

説明者: 家庭裁判所と先ほど訪れた少年鑑別所は,同時に発足した組織である。 家庭裁判所調査官と少年鑑別所の技官になる者には,心理学や社会学を 学んだ者が多いが,今は,法律学を学んだ者が家庭裁判所調査官になる こともある。

家庭裁判所調査官補に採用された者は、裁判所職員総合研修所で、集

団で専門的な研修を受けたり、所属の裁判所に戻って、実際の事件を処理する実務修習において上司や先輩の指導を通算2年間受けながら研さんし、家庭裁判所調査官となる。その後も絶えず自己研さん、相互研さんを行っている。

委員: 少年鑑別所の法務教官について教えてもらいたい。

説明者: 少年鑑別所の法務教官は、法務省が独自に採用する職種の者で、必ず しも少年鑑別所だけでなく少年院の教官として勤務することもある。家 庭裁判所調査官とは、採用試験の枠組みが異なっている。

委員長: 少年の非行などについて相談を受けた経験や,何かお感じになられて いることはないか。

委 員: 私は、小、中学校の学校訪問を行っており、かつては、どこの学校でも不登校の問題があったが、ここ二、三年は、現場の先生方が苦労した甲斐があってか、ごく一部しかなくなってきている。しかし、全てがなくなったわけではないので、先生方と会議などを行っている。

少子化の中,子供たちを地域として育てていくため,学校と情報共有をして連携していかねばならないと思っており,制度上の問題や地域が抱える問題などがあるが,それを乗り越えながら解決していくことが重要だと感じている。

委員長: 中学校の校長をされている委員は、少年審判手続について何かお感じ になられていることや、家庭裁判所調査官の調査に接した御経験などは あるか。

委員: 家庭裁判所調査官と接した経験はない。中学生については、以前は公園でのトラブル、けんか、喫煙などをする者が多かったが、最近は減っている。

一方で、小さないじめや不登校があるのが課題であるが、数は少しずつ減ってきていると思う。その要因の一つに釧路市の小中学校で教育委員会が平成19年から行っているQ-U検査がある。Q-U検査とは「楽

しい学校生活を送るためのアンケート」で、これを基に担任教師が子ど もたちと話をすることで、担任教師と子供たちとの間に信頼関係が出来 上がり、良い結果に結びついていると考えられる。

また、最近の子供たちは、以前とは変わってきているという印象を持っている。情報機器の発達により、子供たちが内にこもってきており、 発散する場所が外でなくなってきていると感じている。

委員長: 報道機関に所属されている委員は,少年審判手続について,何かお感じになられていることはないか。

委 員: 以前に比べて社会的な障害や発達障害の少年が増えているように感じるが,そのような概念が理解されてきたことによるものと思う。一方で, 既存のプログラムに乗らない少年が増えていると感じており,そのような少年に対し,どのように対処していくかについて気を配る必要があると思う。

委員長: 家庭裁判所調査官から見て、少年が変わってきたと感じるところはあるか。

説明者: 例え話や慣用句が通じない少年が増えてきているように思う。例えば 「よく胸に手を当てて考えてごらん。」と言ったときに、調査官として は、「自分で内省してください。」という意味で使っているが、実際に 胸に手を当てる少年がいる。また、少年院においても、隊列を組めない とか、協調して行進ができないという少年が増えていると聞いている。

少年たちは、家族を含めていろいろなところでストレスを受けていると感じる。そのような少年たちに対し、再犯防止のために家庭裁判所では少年一人一人の特性に合わせた取組を行っているが、例えば、親子間のコミュニケーションを促進させる講座を受けてもらうとか、粗暴な少年には、怒りの感情をコントロールさせるアンガーマネジメントという指導を取り入れたりしている。

また、情報化社会と言われているが、性的な知識が非常に貧弱で、裁

判所の非常勤看護師が性感染症や妊娠について面と向かって教えなければならない少年が増えていると感じている。

以上